

中条町・黒川村合併協議会
第 1 回 会 議 議 案 書

日 時 平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日 (水)
午後 3 時から
会 場 ロイヤル胎内パークホテル
コンベンションホール

報告第1号

中条町・黒川村合併協議会規約について

報告第2号

中条町・黒川村合併協議会監査委員について

報告第3号

中条町・黒川村合併協議会幹事会規程について

報告第4号

中条町・黒川村合併協議会専門部会規程について

報告第5号

中条町・黒川村合併協議会分科会規程について

報告第6号

中条町・黒川村合併協議会財務規程について

報告第7号

中条町・黒川村合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程について

報告第8号

中条町・黒川村合併協議会事務局規程について

報告第1号

中条町・黒川村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 新潟県北蒲原郡中条町及び北蒲原郡黒川村(以下「両町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) その他合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、中条町新和町2番10号中条町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両町村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)

をもって充てる。

- (1) 両町村の長
- (2) 両町村の議会の議長及び両町村の議会の議長が推薦する議員
- (3) 両町村の長が推薦する両町村の住民
- (4) 両町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて両町村の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会、専門部会及び分科会)

第13条 協議会の円滑な運営を図り、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会、専門部会及び分科会を置く。

2 幹事会、専門部会及び分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局職員)

第15条 事務局の職員は、両町村の長が定めた者をもって充てる。

(経費の負担)

第16条 協議会に要する経費は、両町村の長が協議して定めた額を両町村が負担する。

2 両町村は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、両町村の代表監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長及び協議会に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報償費及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償費及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、告示の日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第16条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

中条町・黒川村合併協議会監査委員について

中条町・黒川村合併協議会監査委員は、中条町・黒川村合併協議会規約第17条第1項の規定により、下記のとおりとする。

記

中条町代表監査委員	水戸部 邦 夫
黒川村代表監査委員	布 川 健 三

報告第3号

中条町・黒川村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、中条町・黒川村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関する
こと

(2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること

(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 中条町の助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、議会事務局長

(2) 黒川村の助役、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、議会事務局長

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 1名

2 役員は、幹事の互選により定める。

(役員の仕事)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

報告第4号

中条町・黒川村合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、中条町・黒川村合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、両町村の長が指名又は任命した職員(以下「職員」という。)をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、職員の互選により定める。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶 務)

第 8 条 専門部会の会議の庶務は、規約第 1 4 条第 1 項の規定する事務局において処理する。

(委 任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 9 月 1 7 日から施行する。

報告第5号

中条町・黒川村合併協議会分科会規程

(趣 旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会分科会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、中条町・黒川村合併協議会専門部会長（以下「部会長」という）の指示を受け、中条町・黒川村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項及び合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組 織)

第3条 分科会の委員は、協議会を構成する町村の職員で、担当職員にあるものをもって組織する。

(役 員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

5 前項の場合において、当該会議の座長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会長が当たるものとする。

(報 告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する担当部門が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

報告第6号

中条町・黒川村合併協議会財務規程

(趣 旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、中条町、黒川村の負担金及び繰越金、その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)に諮りその議決を得なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議に諮りその議決を得なければならない。

2 会長において協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、前項の補正について、専決処分することができる。ただし、次の協議会の会議において、これを報告しその承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の款及び項を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用増をした項の金額については、他の項の金額に流用することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 予備費を充当した項の金額は、他の項の金額に流用してはならない。

3 協議会の事務局長(以下「事務局長」という。)は、歳出予算を流用または、予備費を充用する必要があるときは、予算流用調書、予備費充用調書を作成し、会長の決裁を受けなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 会長は、事務局職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、会議に諮りその認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

別表1(第4条第1項関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表2(第4条第2項関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費

報告第7号

中条町・黒川村合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中条町・黒川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第19条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報償費及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という）の報償は、1回5,700円とする。ただし、中条町・黒川村の地方公共団体の長、地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席した場合又は研修会等のため旅行したときは、委員等に費用弁償として別表に定める額を支給する。ただし、中条町・黒川村の地方公共団体の長、地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

(支給方法)

第4条 出席した翌月の10日までに支給する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	日当(1日につき)	
	県内	県外
金額	1,600	2,200

備考

県外日帰り旅行の場合は、日当に次の額を加算する。

ア 往復400キロメートルを超えるとき 2,000円

イ ア以外のとき 1,000円

報告第8号

中条町・黒川村合併協議会事務局規程

(趣 旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて新潟県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は、事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、事務局長の命により分担事務を所掌する。

(決 裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 事務上の通知、申請、届出、照会、回答及び報告等に関すること。

(4) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第 7 条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町村の事務従事の例によるものとする。

(給与等)

第 8 条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する町村の負担とする。

(委 任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 9 月 1 7 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

職 名	分 掌 事 務
事務局長	1 総括
	(行政制度調整関係)
	1 都市計画分科会の取扱いに関すること
	2 道路・河川分科会の取扱いに関すること
	3 国土調査分科会の取扱いに関すること
総 務 班	4 公営住宅分科会の取扱いに関すること
	(総務関係)
	1 庶務及び会計に関すること
	2 協議会の会議に関すること
	3 合併に係る広報に関すること
	4 人事に関すること
	5 報償等の支給に関すること
	(基本項目等関係)
	1 合併の期日に関すること
	2 新市の名称に関すること
	3 財産の取扱いに関すること
	(行政制度調整関係)
	1 財政分科会の取扱いに関すること
	2 管財分科会の取扱いに関すること
	3 会計分科会の取扱いに関すること
	4 教育委員会分科会の取扱いに関すること
5 学校教育分科会の取扱いに関すること	
6 社会教育分科会の取扱いに関すること	

	7 スポーツ振興分科会の取扱いに関する事
	8 電算システム分科会の取扱いに関する事
	9 条例整備分科会の取扱いに関する事
	10 情報通信分科会の取扱いに関する事
調整第一班	(基本項目等関係)
	1 合併の方式に関する事
	2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事
	(行政制度調整関係)
	1 住民分科会の取扱いに関する事
	2 国保・国民年金分科会の取扱いに関する事
	3 環境衛生分科会の取扱いに関する事
	4 社会福祉分科会の取扱いに関する事
	5 児童福祉分科会の取扱いに関する事
	6 高齢者福祉分科会の取扱いに関する事
	7 障害者福祉分科会の取扱いに関する事
	8 保健衛生分科会の取扱いに関する事
	9 上水道分科会の取扱いに関する事
	10 下水道分科会の取扱いに関する事
	11 議会・監査分科会の取扱いに関する事
	(手続きに関する事)
	1 合併の諸手続きに関する事
	2 補助申請に関する事
	(広報に関する事)
	1 合併に係る広報に関する事
調整第二班	(基本項目等関係)
	1 合併の期日に関する事
	(行政制度調整関係)
	1 総務分科会の取扱いに関する事
	2 企画分科会の取扱いに関する事
	3 人事分科会の取扱いに関する事
	4 広報・公聴分科会の取扱いに関する事
	5 選挙管理分科会の取扱いに関する事
	6 消防・交通安全分科会の取扱いに関する事
	7 人権対策分科会の取扱いに関する事
	(手続きに関する事)
	1 合併の諸手続きに関する事
	2 補助申請に関する事

	(広報に関すること)
	1 合併に係る広報に関すること
	(新市建設計画関係)
	1 将来ビジョンに関すること
	2 主要施策に関すること
	3 新市建設計画における財政計画
調整第三班	(基本項目等関係)
	1 新市の事務所の位置に関すること
	(行政制度調整関係)
	1 民税分科会の取扱いに関すること
	2 資産税分科会の取扱いに関すること
	3 収納分科会の取扱いに関すること
	4 農業委員会分科会の取扱いに関すること
	5 農業分科会の取扱いに関すること
	6 林業分科会の取扱いに関すること
	7 水産業分科会の取扱いに関すること
	8 商工・労働分科会の取扱いに関すること
	9 産業振興分科会の取扱いに関すること
	10 観光・旅行分科会の取扱いに関すること
	(手続きに関すること)
	1 合併の諸手続きに関すること
	(広報に関すること)
	1 合併に係る広報に関すること
	2 補助申請に関すること
	(新市建設計画関係)
	1 主要事業に関すること

承認第1号

中条町・黒川村合併協議会会議運営規程について

中条町・黒川村合併協議会会議運営規程を別紙のとおり制定したので、承認を求める。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年10月13日 承認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

中条町・黒川村合併協議会会議運営規程

(趣 旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約第10条第3項の規定により、中条町・黒川村合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の半数以上からの賛成の採決により、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平、公正に行わなければならない。

3 会議は、円滑かつ効率的に議事が運営されるよう努めなければならない。

(議 長)

第3条 議長は、円滑かつ効率的な議事進行に務めなければならない。

2 議長は、会議の秩序保持に必要な措置をとることができる。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(定足数)

第5条 会議成立のための定足数は、規約第10条第1項の規定により、半数以上の委員の出席をもって開会する。

2 開会前又は会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は延会等を宣告する。

(議 事)

第6条 議長は、会議の日時会議に付する議題及びその順序を記載した議事日程を定め、会議開催時に配布しなければならない。

2 議長が必要と認めるとき又は委員から要請されたときは、会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の案件を追加することができる。

3 議長は、必要があると認めるとき、又は委員から要請があるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。

(委員の発言)

第7条 委員は、挙手により議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表 決)

第8条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数をもって決する。

(会議録の調製及び公表)

第 9 条 議長は、出席委員等必要な事項を記載した会議録を調製し、これを公表する。
ただし、非公開会議の議事に関わる記録はせず、委員についても同議事の内容について、守秘義務を負うものとする。

(委 任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項及び疑義については、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日から施行する。

承認第2号

中条町・黒川村合併協議会傍聴規程について

中条町・黒川村合併協議会傍聴規程を別紙のとおり制定したので、承認を求めらる。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年10月13日 承認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

中条町・黒川村合併協議会傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中条町・黒川村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分する。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、中条町・黒川村合併協議会傍聴人受付簿（第1号様式）に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号にいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- (2) 示威的行為を行うおそれのある物品の持込み又は着用等をしている者。
- (3) 騒音等により議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者。
- (4) 写真、映像録画及び録音機器等を持ち込み又は携帯する者。ただし撮影又は録音することにつき協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者。
- (6) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は、原則として傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の各号を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、論評を行う等の行為を通じて、公正な会議の運営を妨げる行為をしてはならない。
- (2) 私語、談笑、騒音等他の傍聴者及び会議の妨げになる行為をしてはならない。
- (3) 会議中は、携帯電話の電源を切らなければならない。
- (4) 会議会場においては、広告物等の配布等を含め示威行為をしてはならない。
- (5) 会議会場内での飲食、喫煙をしてはならない。
- (6) みだりに離着席を繰り返してはならない。

(7) 不体裁な行為または態度により、他の傍聴者及び会議の妨げになる行為をしてはならない。

(8) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしてはならない。

(映像録画撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、特に会長の許可を得た場合を除き、傍聴者において写真、映像録画撮影または録音をしてはならない。

(係員の指示事項)

第 7 条 傍聴人は、会長からの要請を受けた係員からの所要の指示に従わなくてはならない。

(非公開会議の場合)

第 8 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規定に違反するときは、会長はこれを制止し、なおその行為を止めまたは改めないときは、これを退場させることができる。

(委 任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 13 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

中条町・黒川村合併協議会傍聴人受付簿

記

区分	NO	氏 名	住 所
一 般 傍 聴 人	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
報 道 関 係 者	NO	氏 名	会 社 名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

承認第3号

平成16年度中条町・黒川村合併協議会
事業計画について

平成16年度中条町・黒川村合併協議会事業計画を別紙のとおりとしたので、承認を求めます。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年10月13日 承認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

平成 16 年度中条町・黒川村合併協議会事業計画

2 町村の合併について調整・検討するため、次の事業を実施する。

1 協議会会議の開催

第 1 回目	平成 16 年 10 月 13 日 (水)
第 2 回目	平成 16 年 11 月 12 日 (金) 予定
第 3 回目	平成 16 年 11 月 25 日 (木) 予定
第 4 回目	平成 16 年 12 月 22 日 (水) 予定
第 5 回目	平成 17 年 1 月 20 日 (木) 予定

6 回目以降については、必要に応じて開催する。

2 委員勉強会の開催

3 合併協定書の策定

4 新市建設計画の策定

5 協議会だよりの発行

6 その他必要事項

承認第4号

平成16年度中条町・黒川村合併協議会
予算について

平成16年度中条町・黒川村合併協議会予算を別紙のとおり定めたので、承認を求める。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年10月13日 承認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

平成 16 年度中条町・黒川村合併協議会予算

平成 16 年度中条町・黒川村合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,001 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 平成 16 年度予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	節		説 明	
		区 分	金 額		
1 款 負担金			13,000		
	1 項 負担金		13,000		
		1 節 負担金		13,000	構成町村負担金
			町村名	中条町	黒川村
均等割	500		500		
人口割	1,606		394		
補助金	5,000	5,000			
計	7,106	5,894			
				補助金を除いた金額を按分(3,000)	
				均等割 : 予算の3分の1	
				人口割 : 予算の3分の2	
				中条町 80.3%	
				黒川村 19.7%	
2 款 諸収入			1		
	1 項 諸収入		1		
		1 節 雑入		1	預金利子等
合 計			13,001		

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	節		説 明	
		区 分	金 額		
1 款 運営費			6,185		
	1 項 会議費		2,360		
		8 節 報償費	1,460	協議会委員等報償費	
		9 節 旅費	410	協議会委員等費用弁償	
		11 節 需用費	290	印刷製本費	200
				食糧費等	90
		12 節 役務費	50	通信運搬費	
14 節 使用料 及び賃借料	150	会場借上料等	100		
		会議用テーブル白布借上	50		

(単位:千円)

款	項			説明
		区 分	金 額	
(1款運営費)	2項 事務費		3,825	
	4節 共済費		100	社会保険料等
	7節 賃金		1,104	事務補助員賃金
	9節 旅費		50	普通旅費
	11節 需用費		1,630	消耗品費 700 印刷製本費 300 修繕費 630
	12節 役務費		535	通信運搬費(電話代、郵便料等) 203 手数料 140 その他保険料 192
	14節 使用料 及び賃借料		406	複写機賃借料 303 パソコン賃借料 103
	2款 事業費		6,640	
	1項 事業費		6,640	
	8節 報償費		290	新市名称懸賞記念品代等
	11節 需用費		3,250	印刷製本費(広報誌印刷費等) 1,250 その他印刷 2,000
	12節 役務費		100	通信運搬費(切手代等)
	13節 委託料		3,000	条例整備調査委託料等
3款 予備費			176	
	1項 予備費		176	
歳 出 合 計			13,001	

承認第5号

行政制度調整方針について

中条町、黒川村の合併協議に関する行政制度調整方針を別紙のとおりとしたので、承認を求めらる。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成16年10月13日 承認

中条町・黒川村合併協議会

行政制度調整方針

1 調整の基本的考え方

行政制度調整とは、中条町・黒川村が現在実施している各種事務事業の現況を踏まえ、両町村の合併に向けた事務事業の比較検討を行い、新市における事務事業について事前に調整することである。

各種の事務事業の調整にあたっては、次の6つの基本原則を総合的に勘案して調整する。

一体性確保の原則

【新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。】

住民生活に混乱をきたすことのないよう、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービス、各種施設の利用など住民生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則

【現行の行政サービス水準の低下をきたさないよう努める。】

現在、両町村で行っている各種の事務事業で、そのサービスに差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないことを原則として調整に努める。

負担公平の原則

【市民の負担が生じるものについては、不公平感を与えないよう努める。】

市税や保険料、各種手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。

健全な財政運営の原則

【新市において健全な財政運営に努める。】

新市において地方分権時代に的確に対応し、多様化する行政需要に応えられるよう経常的経費と投資的経費の均衡に配慮した健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

【行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。】

最小の経費で最大の効果をあげることを基本とした行政改革を推進し、今後自治体が行う事務事業はどうあるべきかという視点に立ち、社会情勢の変化も踏まえた事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

【自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。】

新市の人口、面積規模に見合った行財政運営を行うこととし、新市の規模に類似した他市の状況も考慮して事務事業の見直しに努める。

2 調整方針の基本的区分

事務事業の基本的な調整方針は、次のとおり区分する。

(1) 制度を存続する場合

制度が同じ場合（制度が同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐもの。）

調整方法1 「合併時、引き続き存続する。」

制度が異なる場合（類似した制度の場合又は、一方のみが制度を有する場合。）

一元化：一方の制度を適用する。

調整方法2 「合併時、一方へ一元化する。」

（一元化先を明記する）

調整方法3 「合併後、一方へ一元化する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後一元化した制度を適用する。）

統合：両者の制度内容を取り入れて構築する。

調整方法4 「合併時、統合する。」

（統合内容を明記する。）

調整方法5 「合併後、統合する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後統合制度を構築する。）

新規：両者の制度内容を踏まえて新規に構築する。

調整方法6 「合併時、新規に構築する。」

（構築内容を明記する。）

調整方法7 「合併後、新規に構築する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後新たな制度を構築する。）

(2) 制度を廃止する場合

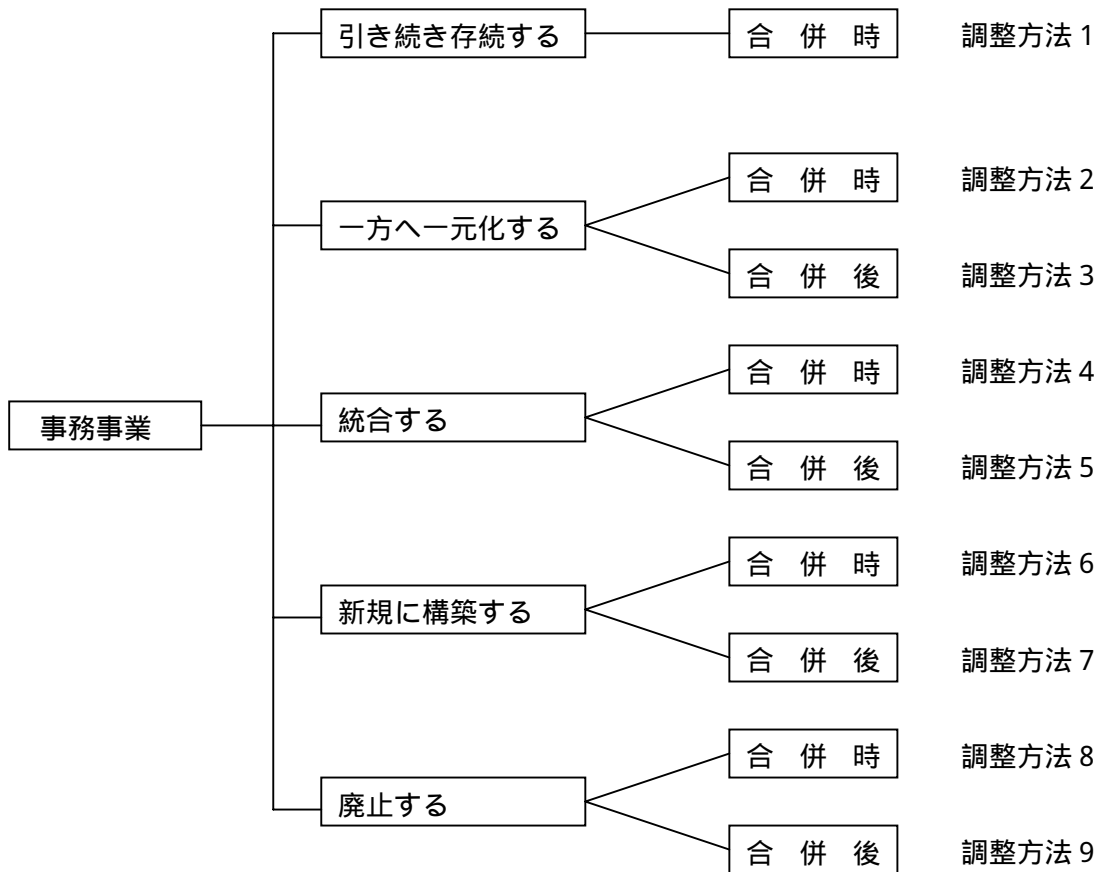
調整方法8 「合併時、廃止する。」

（理由を明記する。）

調整方法9 「合併後、廃止する。」

（合併後において当面は現行両制度を存続し、一定期間経過後制度を廃止する。）

調整方針の基本的区分



議案第 1 号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 13 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

北蒲原郡中条町、黒川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第2号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

合併の期日は、平成17年9月1日とする。

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

--

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

【任意協議会確認内容】

新市の名称は「胎内市」「中条市」「櫛形市」「たいない市」「鳥坂市」の名称候補の中から決定する。

議案第4号

事務所の位置について

事務所の位置について、次のとおり提出する。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

新市の事務所の位置は、中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とする。

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第 5 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 13 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第 6 号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 13 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第7号

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり提出する。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会